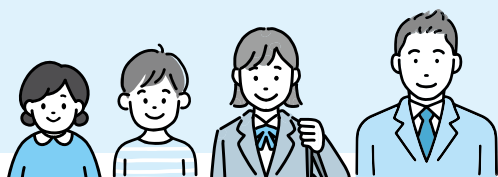


9月1日からの福祉医療費助成制度について



市民課保険年金係 ☎ 25-1148

18歳まで医療機関での窓口負担が無料化されます

令和8年9月診療分から子ども医療費助成制度の対象年齢を15歳年度末から18歳年度末に拡大し、未就学児を対象として実施している県内医療機関での窓口負担無料化(現物給付)について、対象年齢を18歳年度末まで拡大します。

県外の医療機関での受診などについては、これまでと同じように一部負担金を支払っていただき、その際に発行された領収書を市民課保険年金係または最寄りの連絡所に提出することにより、指定いただいた口座へ助成金を振り込みます(償還払い)。

※障がい者・一人親家庭等医療費制度についても18歳年度末までのかたは現物給付の対象となります。

子ども医療費助成制度	令和8年8月診療分まで	令和8年9月診療分から
未就学児(6歳年度末)	現物給付 (医療費を窓口負担せず助成を受ける方式)	現物給付 (医療費を窓口負担せず助成を受ける方式) ※県外の医療機関での受診などは、償還払いとなります。
小学生(12歳年度末)	償還払い (医療費を窓口負担し、3～4か月後に振込で助成を受ける方式)	
中学生(15歳年度末)		
18歳年度末		

○新たに対象となるかたは「資格取得の申請」が必要なことから、新制度の対象となるかたには、申請書などを5月に送付しています。申請書の提出がないと医療費助成を受けることができませんので、未提出のかたは9月末までに提出してください。なお、提出が10月以降となった場合、提出した月の月初から対象となるため、早めに提出してください。

Q 今までの対象者は？

A 引き続き該当のかたには、8月下旬ごろに9月1日からの新しい受給資格者証を送付します。※後期高齢者医療被保険者のかたは、医療機関などで受給資格証を提示する必要がないことから、資格証は発行されません。

なお、所得が確認できないかたには別途書類を送付しましたので、手続きをお願いします。また、新しい受給資格者証の記載内容に変更がある場合は、変更手続きが必要です。

Q 医療費助成の対象は？

A 医療機関で支払っていただいた金額のうち、保険適用分が対象です。

健康診断や予防接種、入院時の個室代など保険適用外の費用や食事代は対象外となります。また、保育所・学校などで怪我をした際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度の給付の対象となる場合も福祉医療費助成は対象外となります。

